

## 第3章 公印

### ○日向東臼杵広域連合公印規程

（平成13年4月1日訓令（甲）第2号）

（平成25年1月24日訓令第1号）

（最近改正 平成26年3月19日訓令第1号）

（趣旨）

**第1条** この訓令は、日向東臼杵広域連合の公印の保管及び使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（公印の種類等）

**第2条** 公印の種類、寸法、書式、印影のひな形、管守者、使用範囲及び個数は、別表のとおりとする。

（公印の取扱い）

**第3条** 公印は、常に鍵のかかる公印箱に納め、執務時間外は金庫等に格納し、公印管守者が保管の責に任じなければならない。

2 公印は、特に公印管守者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

（公印の登録）

**第4条** 事務局長は、公印台帳（別記様式）を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

2 公印は、公印台帳に登録した後でなければ使用を開始してはならない。

（公印の新調等の手続き）

**第5条** 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 公印を新調し、改刻し、又は廃止する場合、不用となった旧公印については、公印台帳に必要な事項を記入した後に、切断又は焼却の方法により廃棄するものとする。

（公印の事故）

**第6条** 公印管守者は、公印に盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちに公印事故届を広域連合長に提出しなければならない。

（公印の使用）

**第7条** 公印を使用するときは、押印を要する文書に決裁文書その他証拠書類を添えて、公印管守者の承認を受けなければならない。

（公印の印影の印刷）

**第8条** 同一の内容の文書を多数印刷する場合において、公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代える必要があるときは、公印管守者の承認を受けなければならない。

2 公印の印影を印刷する場合において、印刷物の都合により別表に定めた寸法により難しいときは、これを縮小し、又は拡大して印刷することができる。

（電子公印の使用）

**第9条** 電子計算機を利用して証明、通知等の事務を行う場合は、電子計算機に登録した印

影（以下「電子公印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる。

- 2 前項に規定する事務及び当該事務のための処理を行う部門の長は、電子公印の改ざんその他不正使用のないように電子公印を適正に管理しなければならない。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日訓令（甲）第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月24日訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の 種類	寸法 (ミリメ ートル)	書式	印影の ひな形	管守者	使用範囲	個数
広域連合の印	方 21	横書き 古印体	日向東白 杵広域 連合印	事務局長	一般公文書用	1
広域連合長の 印	方 21	横書き 古印体	日向東白 杵広域 連合長 之印	事務局長	一般公文書用	2
広域連合長職 務代理者の印	方 21	横書き 古印体	日向東白 杵広域 連合長 職務 代理 者印	事務局長	一般公文書用	1
副広域連合長 の印	方 21	横書き 古印体	日向東白 杵広域 連合副 広域 連合 長印	事務局長	一般公文書用	1
副長の印	方 21	横書き 古印体	日向東白 杵広域 連合副 長印	事務局長	一般公文書用	1
会計管理者の 印	方 21	横書き 古印体	日向東白 杵広域 連合会 計管理 者印	会計管理者	会計事務用	1
事務局長の印	方 21	横書き 古印体	日向東白 杵広域 連合 事務 局長 印	事務局長	一般公文書用	1

別記様式（第4条関係）

## 公 印 台 帳

公印の種類	用 材	印 影	登録年月日	公印管守者印	備 考
			廃止年月日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		